事　務　連　絡
令和５年３月 30 日

各都道府県
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター所管課長　殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について

平素より、性犯罪・性暴力被害者支援のための施策に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府においては、令和２年６月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（以下「関係府省会議」という。）において決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により、令和２年度から令和４年度までの３年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等における被害者支援の充実、刑事法の在り方の検討、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでまいりました。この間、性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であるとの理解が浸透してきたものの、被害に遭っても誰にも相談できず適切な支援につながっていない状況が見られるほか、インターネット上の性暴力等の新たな課題への対応も必要となっています。

このような現状を踏まえ、本日、関係府省会議において、別添のとおり「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定しました。この方針では、令和５年度から７年度までの３年間を「更なる集中強化期間」と位置付け、これまでの取組を継続・強化することとしています。

各都道府県におかれましては、本方針の決定について所管のワンストップ支援センターに周知いただくとともに、今後の本方針に基づく施策の実施に当たって御協力を賜りますよう、お願いいたします。

【添付資料】

資料１　性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針　概要

資料２　性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針